

葛飾区基本構想（素案）からの変更点
（変更部分抜粋）

素案（案）	案
第1章 基本構想の基本的な考え方	
2 基本構想の前提 (3) 将来人口 <u>別紙のとおり</u>	2 基本構想の前提 (3) 将来人口 <u>別紙のとおり</u>
第2章 基本構想の理念	
次の3点を区政運営の根本を貫く考え方とし、基本構想の理念とします。	<u>人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、本区が将来にわたって豊かな地域社会を構築していくため、</u> 次の3点を区政運営の根本を貫く考え方とし、基本構想の理念とします。
2 持続的な発展 本区が将来にわたって繁栄していくためには、年齢構成のバランスを取りながら人口総数を維持していくとともに、 <u>経済、社会、環境</u> の統合的な向上を図っていかねばなりません。 略	2 持続的な発展 本区が将来にわたって繁栄していくためには、年齢構成のバランスを取りながら人口総数を維持していくとともに、 <u>経済・社会・環境</u> の統合的な向上を図っていかねばなりません。 略
第3章 本区の将来像	
略 河川、美しい花や緑に囲まれた自然環境、思いやりの心あふれる人情に支えられた <u>人の</u> つながり、地域、文化、産業などの本区の特性を磨き上げ、輝かせながら、誰もが生涯にわたって安全・安心・快適に、自分らしく暮らし続けられるまち「葛飾」を実現します。 略	略 河川、美しい花や緑に囲まれた自然環境、思いやりの心あふれる人情に支えられた <u>人と人との</u> つながり、地域、文化、産業などの本区の特性を磨き上げ、輝かせながら、誰もが生涯にわたって安全・安心・快適に、自分らしく暮らし続けられるまち「葛飾」を実現します。 略
第4章 基本的な方向性	
1 いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち （前文） 地震、水害等の自然災害や、犯罪、事故、感染症拡大等の危険のない安全なまちであること、また、生涯にわたって、 <u>心身ともに</u> 健やかに自らの望む生活を安心して送れることは、そこに暮らす全ての人々の幸福の礎となります。 略	1 いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち （前文） 地震、水害等の自然災害や、犯罪、事故、感染症拡大等の危険のない安全なまちであること、また、生涯にわたって健やかに自らの望む生活を安心して送れることは、そこに暮らす全ての人々の幸福の礎となります。 略

<p>2 子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち</p> <p>(1) 安心して子どもを産み、育てられ、子どもが元気に成長できるまち</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守り、子どもの最善の利益を確保できるように、また困難を抱える子ども・若者に支援が届くように、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えるまちをつくります。 ○ 学校・家庭・地域などが連携し、子どもの多様な体験や世代間を超えた交流を促進することで、社会全体で子どもの成長や自立を支え合うまちをつくります。 <p>略</p> <p>(2) 夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グローバル社会を生き抜く国際感覚、深い学びの中で培われる資質・能力、文化・芸術に触れながら培われる豊かな人間性と人格、スポーツに親しみながら健康に生きる力を育む、質の高い教育を受けられるまちをつくります。 ○ 学校生活上の困難を有する子どもの状況に応じた支援・指導体制を整備することで、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送り、安心して教育を受けられるまちをつくります。 <p>略</p>	<p>2 子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち</p> <p>(1) 安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守り、子どもの最善の利益を確保できるように、また、困難を抱える子ども・若者に支援が届くように、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えるまちをつくります。 ○ 学校・家庭・地域などが連携し、子どもの多様な体験や世代を超えた交流を促進することで、社会全体で子どもの成長や自立を支え合うまちをつくります。 <p>略</p> <p>(2) 夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グローバル社会を生き抜く国際感覚、深い学びや文化・芸術に触れる経験の中で培われる資質・能力、豊かな人間性・人格、スポーツに親しみながら健康に生きる力を育む、質の高い教育を受けられるまちをつくります。 ○ 学校生活上の困難を有する子どもの状況に応じた支援・指導体制を整備することで、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送り、安心して学習に取り組めるまちをつくります。 <p>略</p>
<p>3 人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち</p> <p>(2) 自然にやさしく、美しい都市環境を創造するまち</p> <p>葛飾の特性である河川や緑豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、環境負荷の少ない、自然にやさしいまちをつくります。</p> <p>略</p>	<p>3 人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち</p> <p>(2) 自然にやさしく、美しい都市環境を創造するまち</p> <p>葛飾の特性である河川や緑豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、地球温暖化やそれに伴う気候変動に対応し、環境負荷の少ない、自然にやさしいまちをつくります。</p> <p>略</p>

<p>4 葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち</p> <p>(1) 葛飾の魅力があふれる、にぎわいあるまち</p> <p>略</p> <p>○ 誰もが、それぞれの個性や特性を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるまちをつくりま</p> <p>す。</p> <p>略</p> <p>(2) 誰もが誇りを持ち、心豊かに暮らせるまち</p> <p>略</p> <p>○ 身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を活発に展開するとともに、区民による主体的・創造的な文化・芸術活動が人と人をつなぎ、葛飾らしさのある豊かな地域文化を育むまちをつくりま</p> <p>す。</p>	<p>4 葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち</p> <p>略</p> <p>(1) 葛飾の魅力があふれる、にぎわいあるまち</p> <p>○ 誰もが、それぞれの個性や能力を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるまちをつくりま</p> <p>す。</p> <p>略</p> <p>(2) 誰もが誇りを持ち、心豊かに暮らせるまち</p> <p>略</p> <p>○ 区民が主体的・創造的に文化・芸術活動に親しめる環境を充実し、身近な地域で観る・聴く・参加できる文化・芸術活動が、人と人をつないでいく、葛飾らしい豊かな地域文化を育むまちをつくりま</p> <p>す。</p>
<p>5 先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち</p> <p>略</p> <p>○ 先進技術を活用して、区内外の様々な主体との連携を図りつつ様々な知識や情報の共有を促進し、あらゆる人やモノとのつながりの中から新たな価値が創造される活力あるまちをつ</p> <p>くりま</p> <p>す。</p> <p>略</p>	<p>5 先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち</p> <p>略</p> <p>○ 先進技術を活用して、区内外の多様な主体との連携を図りつつ様々な知識や情報の共有を促進し、あらゆる人やモノとのつながりの中から新たな価値が創造される活力あるまちをつ</p> <p>くりま</p> <p>す。</p> <p>略</p>
<p>第5章 基本構想を実現するために</p>	
<p>略</p> <p>区は、基本構想の実現に向けて、以下の6つの項目に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>1 協働の推進</p> <p>略</p> <p>区は、様々な機会を通じて積極的に情報の発信を行い、地域課題の共有や相互理解を図るとともに、地域のまちづくりを担う人材の育成や連携・協力の機会の創出を進め、様々な分野において協働の取組を一層推進してまいります。</p> <p>2 効果的・効率的な行財政運営の推進</p> <p>基本構想を実現していくためには、少子高齢化</p>	<p>略</p> <p>区は、基本構想の実現に向けて、以下の6つの項目に積極的に取り組みます。</p> <p>1 協働の推進</p> <p>略</p> <p>区は、様々な機会を通じて積極的に情報の発信を行い、地域課題の共有や相互理解を図るとともに、地域のまちづくりを担う人材の育成や連携・協力の機会の創出を進め、様々な分野において協働の取組を一層推進します。</p> <p>2 効果的・効率的な行財政運営の推進</p> <p>基本構想を実現していくためには、人口減少や</p>

の進行や災害等の危機の発生などの社会経済状況の変化に柔軟に対応できるよう、計画的な行財政運営を進め、持続可能で強固な財政基盤を確立していくことが不可欠です。

区は、自主財源の確保に努めるとともに、区民の立場から行政サービスを不断に見直し、改善を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を**進めてまいります。**

3 執行体制の確立と職員の能力向上 略

社会の変化に対応し、柔軟な意思決定ができる執行体制の確立に向け、不断の見直しを進めるとともに、多様な価値観を理解し、地域が抱える課題を的確に把握し解決できる、信頼される職員の育成に**努めてまいります。**

4 他自治体との連携 略

区は、地域を超えた様々な区民活動を側面から支援していくとともに、機会・契機を敏感にとらえながら他自治体との連携を一層深め、国や都との連携も図りながら、地域力の向上・地域課題解決に**取り組んでまいります。**

5 自治権の拡充

平成12年の**地方自治法改正では**、特別区は東京都の内部団体から脱却し「基礎的な地方公共団体」と位置付けられ、一般的に市が担うものとされている事務を担うことになりました。一方で、都は大都市行政の一体性と統一性の確保を名目に、未だ区が担うべき事務の一部を担っています。

今後、区民に最も身近な基礎的自治体として、主体的に事業を行えるよう、他区とも連携しながら自治権の拡充に**努めてまいります。**

少子高齢化の進行、災害等の危機の発生などの社会経済状況の変化に柔軟に対応できるよう、計画的な行財政運営を進め、持続可能で強固な財政基盤を確立していくことが不可欠です。

区は、自主財源の確保に努めるとともに、区民の立場から行政サービスを不断に見直し、改善を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を**進めます。**

3 執行体制の確立と職員の能力向上 略

社会の変化に対応し、柔軟な意思決定ができる執行体制の確立に向け、不断の見直しを進めるとともに、多様な価値観を理解し、地域が抱える課題を的確に把握し解決できる、信頼される職員の育成に**取り組みます。**

4 他自治体との連携 略

区は、地域を超えた様々な区民活動を側面から支援していくとともに、機会・契機を敏感にとらえながら他自治体との連携を一層深め、国や都との連携も図りながら、地域力の向上・地域課題解決に**取り組みます。**

5 自治権の拡充

平成12年に**施行された改正地方自治法により**、特別区は東京都の内部団体から脱却し「基礎的な地方公共団体」と位置付けられ、一般的に市が担うものとされている事務を担うことになりました。一方で、都は大都市行政の一体性と統一性の確保を名目に、未だ区が担うべき事務の一部を担っています。

今後、区民に最も身近な基礎的自治体として、主体的に事業を行えるよう、他区とも連携しながら自治権の拡充に**努めます。**

素案（案）	案																		
<p>2 基本構想の前提</p> <p>(3) 将来人口</p> <p>葛飾区の将来人口については、30年後の令和32年（2050年）の人口を約43.7万人であると推計します。</p> <p>上記の推測人口の3階層別人口構成比については、年少人口（0～14歳）約11%、生産年齢人口（15～64歳）約59%、老年人口（65歳以上）約30%と推計します。また、外国人人口・人口構成比については、約4.1万人（約9%）であると推計します。</p>	<p>2 基本構想の前提</p> <p>(3) 将来人口</p> <p>本区の令和32年の人口については、次のとおりであると推計します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">令和32年</th> <th style="text-align: center;">参考：令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総人口</td> <td style="text-align: center;">約43.7万人</td> <td style="text-align: center;">463,837人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年少人口 (0～14歳)</td> <td style="text-align: center;">約4.6万人（約11%）</td> <td style="text-align: center;">53,198人（約11%）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生産年齢人口 (15～64歳)</td> <td style="text-align: center;">約26万人（約59%）</td> <td style="text-align: center;">296,375人（約64%）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">老年人口 (65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">約13.1万人（約30%）</td> <td style="text-align: center;">114,264人（約25%）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国人人口</td> <td style="text-align: center;">約4.1万人（約9%）</td> <td style="text-align: center;">22,136人（約5%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 令和2年は、令和2年12月現在の住民基本台帳による人口</p>		令和32年	参考：令和2年	総人口	約43.7万人	463,837人	年少人口 (0～14歳)	約4.6万人（約11%）	53,198人（約11%）	生産年齢人口 (15～64歳)	約26万人（約59%）	296,375人（約64%）	老年人口 (65歳以上)	約13.1万人（約30%）	114,264人（約25%）	外国人人口	約4.1万人（約9%）	22,136人（約5%）
	令和32年	参考：令和2年																	
総人口	約43.7万人	463,837人																	
年少人口 (0～14歳)	約4.6万人（約11%）	53,198人（約11%）																	
生産年齢人口 (15～64歳)	約26万人（約59%）	296,375人（約64%）																	
老年人口 (65歳以上)	約13.1万人（約30%）	114,264人（約25%）																	
外国人人口	約4.1万人（約9%）	22,136人（約5%）																	